資料１－３

**大阪府生活環境の保全等に関する条例に基づく土壌汚染対策のあり方について（第一次報告の概要）**

**審議経過**

**２　引き続き審議を行う事項**

○　今後具体的な基準等が省令で定められることになる事項について、現時点における論点整理の状況を取りまとめた。今後、国における省令の検討状況などを踏まえ検討を行うこととする。

・　有害物質を使用する法・条例対象工場が操業中で土壌汚染状況調査が猶予されている土地における同調査のあり方

・　要措置区域内における汚染の除去等に係るリスク管理の強化

・　臨海部の工業専用地域におけるリスクに応じた規制の合理化　　など

○　また、上記以外の土壌汚染対策に関する課題に関して、府域の状況についての整理を行った。引き続き整理を進め、その結果に応じて対応を検討することとする。

平成29年５月19日に土壌汚染対策法が改正・公布され、平成30年４月１日と改正法の公布日から２年以内に分けて施行される予定である。平成29年６月６日に知事から、改正された土壌汚染対策法と整合した、条例に基づく土壌汚染対策のあり方について諮問を受け、土壌汚染対策検討部会を３回開催して審議した。

**１　改正法（平成30年４月１日施行分）との整合を図る観点からの条例等における規定整備のあり方**

（１）土地の形質変更の届出・調査に関する規定

改正法では、土地の形質変更の届出に併せて、土壌汚染状況調査の実施結果を提出できることとされた。条例に基づく土地利用履歴等の報告の内容は、法の調査に全て含まれているため、ダイオキシン類以外の有害物質について、土地の形質変更の届出に併せて法の調査の実施結果が提出される場合は、条例に基づく報告を要しないものとすることが適当である。

（２）有害物質使用施設の設置者の調査への協力に関する規定

改正法に定められた、有害物質使用施設の設置者の土壌汚染状況調査への協力に関する努力義務について、条例に規定する有害物質使用施設の設置者は、土壌汚染状況調査が支障なく行われるよう、施設で使用していた有害物質の種類等の情報を調査を実施する指定調査機関に提供するよう努めるものとする規定を設けることが適当である。

（３）区域指定の解除の情報に関する規定

改正法に定められた、指定が解除された区域の台帳（解除台帳）の調製等に関し、指定が解除された条例に基づく区域について、土壌汚染状況の把握を行う際に活用できるようにするため、解除台帳を調製して保管し、閲覧可能とするものとする規定を設け、記載事項は法令と同様とすることが適当である。

（４）指定区域から汚染土壌を搬出する際の管理票に関する措置

法に基づく管理票について可能とすることとされた電磁的記録による保存に関し、事業者の保管に係る負担を軽減するため、条例に基づく管理票について、電磁的記録による保存ができるものとすることが適当である。

* 平成29年10月13日から11月13日まで府民意見等を募集した結果、意見の提出はなかった。

**報告の概要**

法と条例に基づく「土壌汚染対策の流れ」と「規定整備のあり方」の対応関係

**報告の概要**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | 土壌汚染対策法 | 生活環境保全条例 |
| 土地の汚染状況の把握の契機 | 3,000㎡以上の土地の形質変更【土地の形質変更の届出】有害物質の使用等の履歴がある場合、土壌汚染状況調査を実施 | 3,000㎡以上の土地の形質変更【土地の利用履歴の報告（土壌汚染状況調査を実施している場合はその結果を含む）】 |
| 水質汚濁防止法に規定する有害物質使用施設の廃止土壌汚染状況調査を実施（工場が操業を続けている等の場合、調査が猶予される。） | 条例に規定する有害物質使用施設の廃止等土壌汚染状況調査を実施（工場が操業を続けている等の場合、調査が猶予される。） |
| 土壌汚染の判明 | 直接摂取又は地下水等の摂取によるリスク | 直接摂取又は地下水等の摂取によるリスク |
| あり | なし | あり | なし |
| 区域指定・区域指定の解除 | 要措置区域汚染の除去等の措置区域指定の解除 | 形質変更時要届出区域【形質変更を行う場合、工事毎の事前届出が必要】（汚染の除去等の措置を行う場合）区域指定の解除 | 要措置管理区域汚染の除去等の措置区域指定の解除 | 要届出管理区域【形質変更を行う場合、工事毎の事前届出が必要】　（汚染の除去等の措置を行う場合）区域指定の解除 |
| その他 | 自主調査の結果を基に区域指定の申請ができる。 | （自主調査等の指針）法・条例の適用を受けない自主調査や基準不適合土壌の措置に関して指針を定め、指導・助言 |

規定整備

のあり方

（１）

（２）

（４）

（３）